

障害者総合支援法に基づく補聴器の取扱いについて

【情報提供】

平成 30 年 3 月 30 日

公益財団法人テクノエイド協会

①障害者総合支援法に基づく補装具費支給に係る告示(平成 30 年 4 月 1 日適用)

障害者総合支援法による補聴器について、「補装具費の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 121 号)において、補聴器の調整に係る加算が示されました。

【補装具費の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準・抜粋】

デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は 2,000 円を加算すること。

②補装具費支給事務取扱要領 (平成 30 年 4 月 1 日適用)

厚生労働省から都道府県、指定都市、中核市、市町村、身体障害者更生相談所等へ地方自治法に基づく技術的助言として、要領の中に補聴器の加算に関する取扱いについて示されました。

【補装具費支給事務取扱要領・抜粋】

補聴器の加算に関する取扱い

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者」は、補装具業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とすること。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて提出すること。（注：下線は当協会によるもの）

様式1

デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明

_____氏の補装具費支給申請（補聴器）について、
以下の者がデジタル補聴器の調整を行ったことを証明します。

平成 年 月 日
(補装具業者名及び代表者名) 印

調整を行った者の氏名 ()
(言語聴覚士・認定補聴器技能者)

(言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し)

※貼付欄